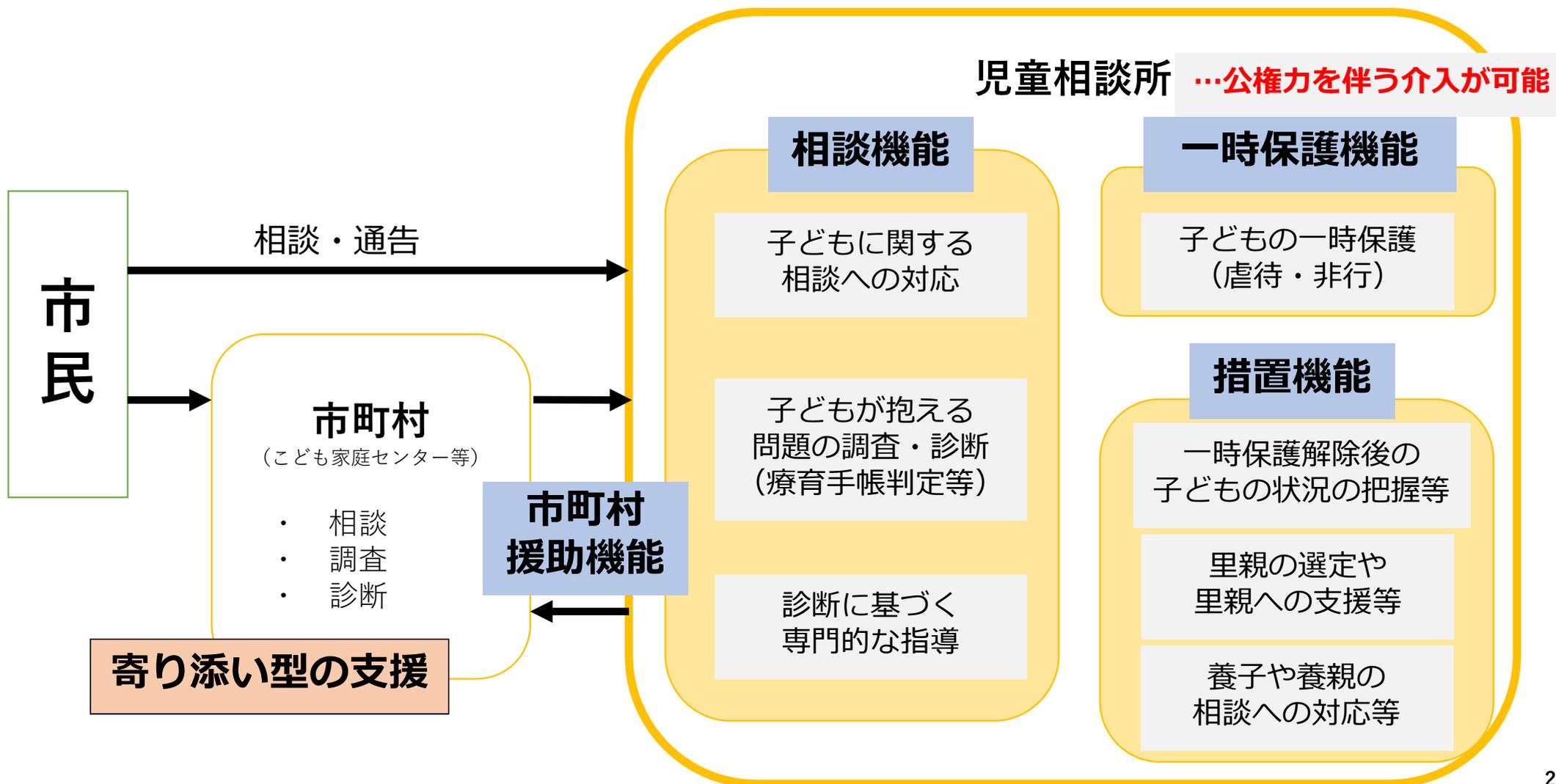


資料

児童相談所の設置に係る 基本方針について

令和5年10月24日
子ども部 子ども政策課・子ども支援課

1. 児童相談所の役割等



2. これまでの検討経過

- 平成18年度 【国】 中核市において、児童相談所の設置が可能となる
- 令和元年度 【国】 児童相談所の管轄区域は「政令で定める基準（人口、交通事情等）」を参酌して都道府県が定める
- 令和2年度 【県】 「栃木県社会的養育推進計画」策定
⇒ 「中核市の児童相談所設置促進」を位置付け
- 令和3年度 【国】 児童相談所の管轄区域に係る参酌基準として管轄区域の人口は概ね50万人以下とすること等を規定
- 令和4年度 【市】 **設置に向けた具体的な検討を行う**旨を表明
- 【市】 「庁内検討組織」の設置
- 令和5年度 【市】 「県との連携推進会議」の設置

3. これまでの取組と課題

【児童虐待に係るこれまでの本市の取組状況】

- ・ **組織体制の強化・関係機関との連携**

- ⇒ 「子ども家庭総合支援拠点」の設置や児童見守り相談員の配置により、心理職等の専門的な支援と児童の安全確認等の体制を強化
- ⇒ 教育機関や医療機関等で構成する「宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議」や市内39地区の「地区虐待防止ネットワーク」と連携
- ⇒ 「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉を一体的に支援

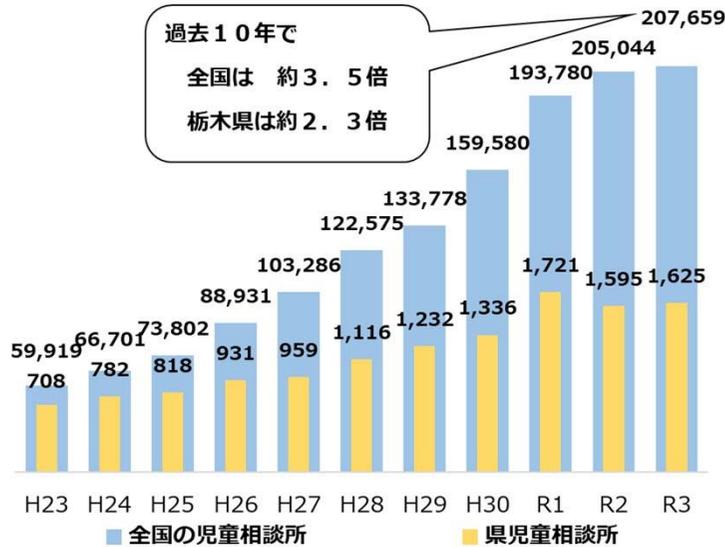
- ・ **専門性や特性を踏まえた、県（中央児童相談所）との役割分担**

- 県：一時保護等の緊急性の高い重度の事案
- 市：一時保護等に至る前の包括的な在宅支援

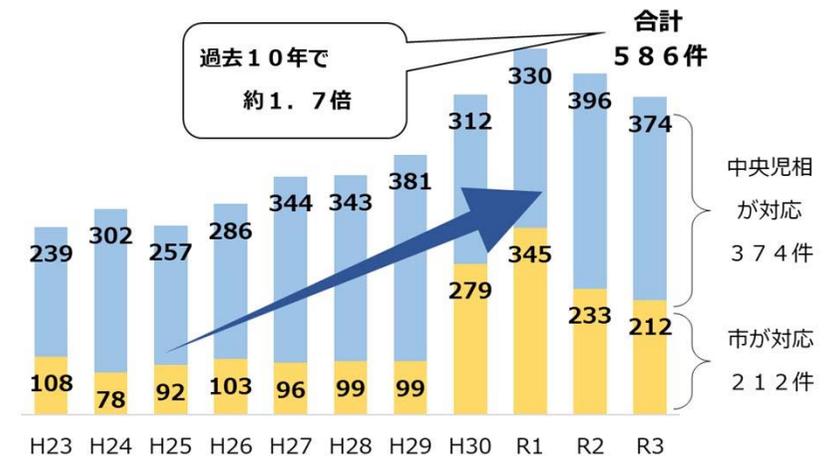
3. これまでの取組と課題

全国的に児童人口が減少傾向にある中、児童虐待相談対応件数が急増しており、本市も、国・県より増加割合は緩やかであるが、児童虐待相談対応件数は県と同様に推移していることから、これまで以上に**早急な対策と体制強化**が求められている。

【全国及び県児童相談所の児童虐待対応件数】



【宇都宮市の児童虐待通告件数の推移】



※ 児童福祉法の改正に伴い、H30年度より、県の中央児童相談所からの軽微な事案送致が増加

4. 児童相談所設置の効果

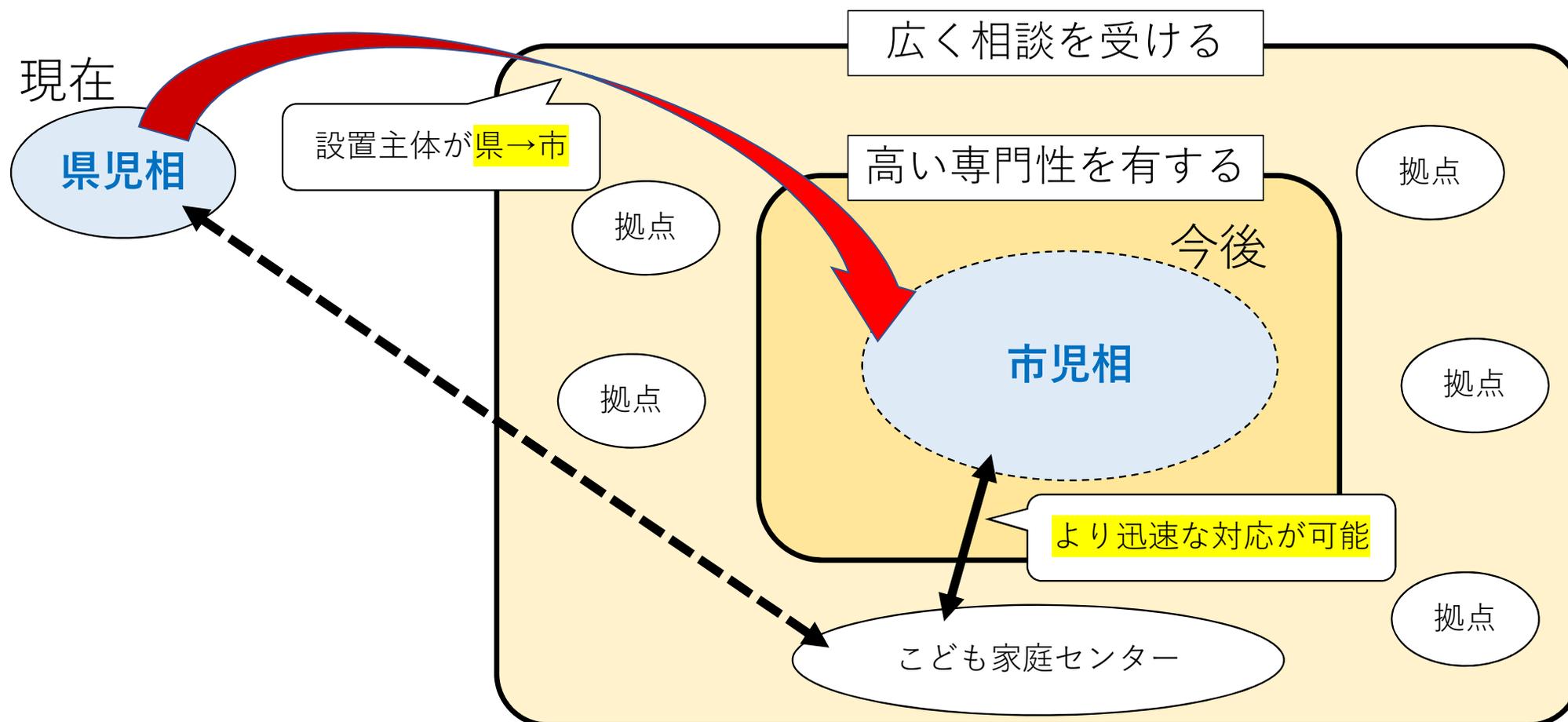
本市が設置する効果を最大限に発揮し、宮っこの安全・安心な養育環境を本市が主体的に確保していくため、本市にふさわしい児童相談所の設置に向けた具体的な検討を、今年度より開始した。

【本市が設置することによる効果】

- **虐待が疑われる子どもへの迅速な一時保護等の対応**
 - 子どもの利益を最優先に捉え、迅速な意思決定のもと、虐待通告の際の一時保護等のより速やかな安全確保のほか、社会的養護などの養育環境の提供が可能となる。
- **切れ目のない一貫した支援の提供**
 - 多機関との連携により、寄り添い型の相談・在宅支援から、緊急性の高い一時保護、さらには、家庭復帰後の支援はもとより、児童福祉の対象外となる18歳以上の若者も対象とした切れ目のない一貫した支援が可能となる。
- **情報共有の迅速化**
 - 児童相談所が本市の行政機関となるため、住民情報や福祉情報を速やかに共有でき、迅速な対応につながる。

4. 児童相談所設置の効果

本市が児童相談所を設置することで、より迅速な意思決定・情報共有などが可能になる

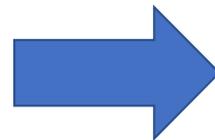


5. 基本方針の位置づけ

- 基本方針は、本市の子ども行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえ、本市が独自の児童相談所を設置するための基本的な考え方を示すものであり、本市児童相談所の設置及び基本計画の策定に向けた依るべき指針とする。

基本方針

本市児童相談所の設置及び
基本計画策定に向けた依るべき指針



基本計画

基本方針をもとに、本市児童相談所の
設置に係るより具体的な計画を示すもの

6. 策定に向けた考え方等

(1) 基本的な考え方

他都市の事例や本市の地域特性（子育て支援に係る地域拠点や子ども発達センターの整備等の概成状況など）のほか、議会や外部有識者等の意見を踏まえながら、**効果的かつ効率的で、実効性の高い基本方針を策定**する。

(2) 策定体制

【会議の設置】

- ・ 「宇都宮市児童相談所のあり方検討懇談会（有識者会議）」 ～専門的意見の聴取
- ・ 「児童相談所に係る栃木県・宇都宮市の連携推進会議」 ～県と市の連絡調整
- ・ 「宇都宮市児童相談所あり方検討委員会」及びその作業部会 ～庁内の検討・調整

【関係機関への報告等】

- ・ 宇都宮市議会 ～適時情報提供
- ・ 宇都宮市子ども・子育て会議 ～必要に応じて報告

7. 基本方針の構成（案）

児童相談所運営指針や他都市の事例を参考とし、基本方針として整理すべき項目を、以下のとおり抽出した。

項目	内容
(1) 基本理念	・ 目指すべき姿（「(仮称)子どもを守る都市宣言」と整合を図る）
(2) 基本的機能	・ 国の示す基本的機能（相談機能等） ・ 一時保護所の有無
(3) 設置・運営の考え方	・ 本市児童相談所が担う役割 ・ 多機関との連携体制
(4) 施設整備に関するコンセプト	・ 施設整備のコンセプト
(5) 組織・職員体制	・ 組織体系や職員配置等に係る考え方
(6) 候補地の考え方	・ 施設の設置場所に係る条件（交通面等）の整理
(7) 人材確保・育成や 施工等に係る工程表	・ 人材確保・育成及び施工等に係る工程表の整理

8. 今後のスケジュールと主な論点

- | | | |
|------|------|---|
| 令和5年 | 1月下旬 | 第2回外部有識者会議
(基本理念, 基本的機能, 設置・運営の考え方, 施設整備に関するコンセプト) |
| 令和6年 | 1月 | 第3回有識者会議
(組織・職員体制, 候補地の考え方, 人材確保・育成や施工等に係る工程表) |
| | 4月 | 第4回外部有識者会議
(基本方針のとりまとめ) |
| | 6月 | 基本方針策定 |

検討開始から開設までの期間については、他中核市等の事例をみると、概ね5～7年程度を要している。